

非民主的な日本の裁判所と司法「改革」

西川伸一

はじめに

「民」の反意語は「官」である。日本の裁判所が非「民」主的ということ、論理的にはそれは「官」主的ということになる。そして、日本の裁判所の「官」主的性格を担保している役所が、最高裁事務総局である。

裁判所のメインの仕事はもちろん裁判であるが、裁判に付随する諸々の業務も裁判所はこなさなければならぬ。たとえば、裁判官やその他の裁判所職員の人事や給与に気を配るのは、重要な仕事である。予算を組み正確な経理処理を行うこと、裁判所の施設を十全に管理すること、などなど裁判以外の仕事も裁判所は行っている。これら庶務的業務は司法行政事務とよばれる。

戦前は行政官庁である司法省が司法行政を担当しており、裁判官の人事にも裁判所の権限は及ばなかった。司法権の独立は不完全だったのである。その独立を実現した日本国憲法の施行とともに、司法行政権は最高裁に委ねられた。

者より格上と位置づけられている。

興味深いのは、事務総長と各局の局長（民事局長と行政局長は兼務される）には必ず裁判官が就いていることだ。これらポストはもちろん司法行政に専念するポストであるから、裁判実務には一切携わらない。彼らは裁判官でありながら、裁判をしないのである。各局の下には全部で二九の課がある（ただし、秘書課、広報課、情報政策課は局の下に置かれない）。課長のうち二一ポストは裁判官を充てることになっている。もちろん彼らも裁判しない。

すなわち、事務総局は裁判しない裁判官が管理職となつて、一般職の裁判所職員を統率する体制を取っている。なお、裁判しない裁判官ということでは、高裁長官、高裁事務局長、地裁・家裁所長、司法研修所の所長も司法行政に専従している。そのほか、後述の裁判しないポストも含めると、簡裁判事をのぞく二六八五人の裁判官定員（二〇〇八年度…実数は非公表）のうち、一割ちかい二三〇人前後が法廷に出ない。

運動部などでは、プレーヤーとしての技量に劣る者はマネージャーに回ることがよくある。それと同様に、裁判官としての能力に問題ありと判定されたものが、法廷から事務方に退くのであろうか。

現実にはまったく逆であり、裁判官の世界では裁判しない裁判官のほうが有能であるという、転倒した「常識」が

最高裁には司法行政部門として事務総局が設けられ、下級裁判所にもそれぞれ事務局が置かれることになった。書記官、事務官など裁判所職員がこれらに勤務している。実は、事務総局を根城にする司法官僚が司法行政権をテコに、日本の裁判所を「官」主的にしている、というのが私の意見である。以下では、この問題状況を明らかにするとともに、進行中の司法「改革」がこれにいかなる影響を及ぼすかを検討する。

1 最高裁事務総局の裁判しない裁判官

事務総局には事務総長をトップに七つの局が置かれている。そのうち、官房事務局とよばれるのが、総務局、人事局、および経理局の三局である。一方、民事局、刑事局、行政局、および家庭局の四局は事件関係事務局といわれる。行政官庁にたとえれば、前者は大臣官房に相当し、後者は原局にあたる。そして、行政官庁と同様に、前者は後

まかり通っている。裁判官として最大の関心事は、やはり人事異動と出世である。次の任地とポストがどこになるか、同期に昇進で後れを取ることはないかが頭を離れない。こうした裁判官たちに不承不承でも処遇を納得させるには、それを命ずる側が命じられる側より秀でているという「神話」が必要となる。これに即した制度設計を最高裁は整えてきた。

2 純粹培養される司法官僚

裁判官になるには、司法試験を突破し司法修習を終了しなければならない。すでに司法修習中に修習生の「選別」がはじまる。司法研修所の裁判官教官が、東大・京大卒の若い修習生の中から、修習の成績が優秀で性格が素直な者に、裁判官になること（「任官」という）を勧める。

任官すると、最初の任地は東京地裁など大都市部の地裁となる。彼らは判事補として部に配属され、部総括判事（裁判長）から勤務ぶりを評価される。東京地裁の裁判長といえば、たいへんなエリート裁判官である。その評価が芳しい者は初任あけて裁判現場を離れて、事務総局各局の局付へ異動する。肩書きは「人事局付」などである。ここで司法行政事務の手ほどきを受ける。

局付判事補の任期は約二年である。それが済むとまた現場に戻される。この間にもさらに好ましい評価を受けると、

任官一〇年の一回目の再任で判事となったのち、裁判しないポストと実務裁判ポストに交互に着任していく。ここでの裁判しないポストには、事務総局の課長、司法研修所教官、最高裁判調査官、高裁事務局長、あるいは判検交流による行政官庁への出向などがある。裁判官が検察官に身分を変えて、行政官庁に異動することを判検交流という。

このように裁判官でありながら司法行政ポストを歴任する裁判官と、裁判実務に日々明け暮れる裁判官とは、キャリアパスが明確に分けられている。裁判官には、いわば司法官僚と実務裁判官の二グループが明確に存在するのである。

後者に属する裁判官がキャリアの途中で前者に「移籍」することは例外的である。一方、司法官僚の卵たちは任官のときから目を掛けられ、司法官僚としての帝王学を修得するカリキュラムをこなしていく。もちろん、そこで「落第」して実務裁判官グループに繰り入れられる者も出てくる。

司法官僚は司法行政で有能さを認められれば認められるほど、ますます司法行政ポストから離れられなくなる。その結果、裁判官でありながら、キャリアの半分以上を裁判せずに勤務することも例外的ではない。たとえば、前最高裁長官の町田顕あきは任官から最高裁判

事になるまで、裁判をしていたのは五二五〇日なのに対して、裁判せず司法行政などに従事していたのは八九八〇日であった。

そして、事務総局のトップである事務総長や幹部である局長には、司法官僚としての栄達者が就任する。たとえば、日本国憲法下で司法修習を終えた裁判官のうちで、事務総長歴代就任者の司法行政ポスト着任歴は表1のとおりである。

全員が東大・京大卒であり、多くが局付を振出しに事務総局の管理職ポストを歴任している。司法官僚の純粋培養ぶりがわかる。また、表にはないが、これに司法研修所教官、最高裁判調査官、行政官庁への出向などの裁判しない経歴が加わる。

3 司法官僚が最高裁判官になる

事務総長に達した司法官僚には、その後最高裁長官を経て最高裁判事になるロイヤルロードが敷かれている。上記一人の歴代就任者の中で現職者の大谷と東京高裁長官の竹崎を除けば、最高裁判事になれなかったのは名古屋高裁長官で依願退官した勝見だけである。

もちろん、事務総長経験者だけで、一五人いる最高裁判官が占められるわけではない。

最高裁判官一五人の出身別構成は、裁判官六、弁護士

表1 事務総長歴代就任者の司法行政ポスト着任歴

氏名	出身大学	任	免	事務総局					
				総務	人事	経理	民事	行政	刑事
矢口洪一	京大	1980.3	1982.11	—	●◎	●○	●○	◎	—
勝見嘉美	東大	1982.11	1986.1	●	◎	○	—	●○	—
草場良八*	東大	1986.1	1988.2	—	○	◎	—	—	●
大西勝也*	東大	1988.2	1989.11	●○◎	◎	—	—	—	—
川崎義徳+	京大	1989.11	1992.2	—	—	◎	○	◎	—
千種秀夫	東大	1992.2	1993.9	法務省大臣官房秘書課長、同司法法制調査部長、同民事局長など					
金谷利広	京大	1993.9	1996.11	◎	—	—	—	—	●○
泉 徳治*	京大	1996.11	2000.3	●	●◎	—	◎	—	—
堀籠幸男	東大	2000.3	2002.11	—	◎◎	—	—	—	●
竹崎博允+	東大	2002.11	2006.6	○	—	◎	—	—	—
大谷剛彦	東大	2006.6	現職	●	—	◎◎	—	—	—

注1：●○◎はそれぞれ各局の局付、課長、局長の着任を意味する。氏名右横の+は司法研修所付、*は局の下に置かれていない課である秘書課・広報課の課長（兼任）着任を示す。

注2：家庭局の局付、課長、局長には歴代事務総長は就いていないので、省略した。

四、検察官二、行政官一、外交官一、大学教授一が慣例化している。すなわち、最高裁判官のうち九人は裁判官の経験がなく、さらに三人は司法試験を経していない。最高裁は法律の運用や解釈に最終判断を行うことから、狭い法律専門家の観点に縛られない識見をそこに反映させるため、というのがその理由である。

各枠に欠員が出れば同じ枠から後任が選ばれる。たとえば、九月二日に定年退官した才口千晴最高裁判事は弁護士出身であった。その後任には、やはり弁護士出身の宮川光治が就いた。

ここで留意したいのは、裁判官出身の六人の最高裁判官の経歴である（表2）。

近藤以外の全員が事務総局の局長経験者である。近藤も民事局付、民事局参事官、行政局第二課長、行政局第一・三課長（兼任）を歴任しており、れっきとした司法官僚とみなしてよい。

言い換えれば、最高裁判官には、下級審ですぐれた判決を出した、有能な実務裁判官が就くわけではない。そうではなくて、司法官僚きつての能吏ばかりが顔をそろえるのである。さらに、最高裁長官には裁判官枠の最高裁判事から選ばれる。最高裁長官は第九代の服部高顕（在任一九七九・四・二〜一九八二・九・三〇）以降、現職の第一六代島田に至るまで、全員が裁判官出身の最高裁判事すなわ

ち司法官僚から就いている。司法部の頂点には司法官僚が君臨しているのである。

4 ヒラメ裁判官はなぜびこる

二〇〇四年一〇月一八日、当時の町田顕最高裁判官は新任判事補の辞令交付式で、次のような異例の訓示を行った。

「上級審の動向や裁判長の顔色ばかりうかがう『ヒラメ裁判官』がいると言われている。私はそんな人はいないと思うが、少なくとも全く歓迎していない」
まさか現職長官が新人を前に「ヒラメ裁判官がはびこっている」とは言えまい。ヒラメ裁判官はたしかに存在する。以下は今年の五月はじめに、ある裁判官から私が受け取った私信の一節である。

「実務裁判官が、任地やポストをめぐる『一喜一憂』し、司法官僚よりもさらに、上の意向を気にしながら、裁判をしていることに私は現代司法の問題をかんじています」
しかも、ヒラメ裁判官が跋扈するのは本人のパーソナリティによるというよりも、現代司法の構造的な問題のゆえなのである。事務総局は裁判官がヒラメ化せざるをえない仕組みを作り上げている。

すでに指摘したとおり、また右の私信にも書かれているように、裁判官の最大の関心は任地とポストである。北は稚内から南は石垣島まで、全国二五三か所に地裁・家裁とその支部がある（ちなみに、旭川地・家裁稚内支部には、稚内とサハリン州コルサコフの間の定期航路開設以降、ロシア人が関係する事件が多く係属するそうである）。

二五三か所すべてに裁判官を配置するのであるから、裁判官は転勤族を宿命づけられている。裁判官も家族を抱えている。生活に便利で子どもの進学にも有利な大都市での

表2 裁判官出身の最高裁判官の経歴

氏名	就任年月日	前職	事務総局幹部等の経歴
島田仁郎 最高裁判官	2002.11.7 (長官就任は 2006.10.16)	大阪高裁長官	刑事局課長／同局長／ 司法研修所長
泉 徳治 最高裁判事	2002.11.6	東京高裁長官	人事局課長／秘書・広 報課長／民事・行政局 長／人事局長／事務総 長
今井 功 最高裁判事	2004.12.27	東京高裁長官	民事局課長／東京高裁 事務局長／民事・行政 局長
堀籠幸男 最高裁判事	2005.5.17	大阪高裁長官	人事局課長／人事局長 ／事務総長
涌井紀夫 最高裁判事	2004.10.16	大阪高裁長官	行政局課長／人事局課 長／総務局長／司法研 修所長
近藤崇晴 最高裁判事	2007.5.23	仙台高裁長官	行政局課長／司法研修 所事務局長／最高裁首 席調査官

勤務を望むのは、やむをえないところであろう。

裁判官はそれぞれ次の任地の希望を「裁判官第二カード」とよばれる書式に記して、毎年最高裁に提出する。このカードの下部には、当該裁判官が勤務する地裁・家裁所長とそこの地裁・家裁を管轄する高裁長官の所見欄がある。事務総局人事局によれば、「所長や高裁長官の意見を聞いて、毎年の異動計画を立てている」とのことである。

となれば、任地の希望をかなえたい裁判官は、ヒラメよろしく上の評価を気にすることになる。いまは神戸家裁の部総括判事である伊東武是は、一〇年前にこう書いている。

「裁判官は……その任地における『業績』が次の、あるいは次の次の任地につき、希望がかなえられるかどうかの決定的ポイントになることを知っている。……かくして、転動行政は、裁判官に対する極めて大きな『尻叩き』として、無言の督励効果を發揮することになる」（監督と人事と独立と（下）『判例時報』第一六五四号）。

事務総局がいちばん嫌うのは事件をためる、判決書きの遅い裁判官である。控訴審でひっくり返される判決が多い裁判官も覚えが悪い。したがって、現場の裁判官は事件をせっせと処理し、控訴されても覆されない判決文を書くことに汲々となる。その萎縮した「業績」が希望の任地の実

現、さらには昇進・昇給につながるのだ。

今年の八月八日、ストーリー容疑で起訴された下山芳晴判事に有罪判決が言い渡された。下山の甲府地・家裁都留支部長在勤時の事件である。下山は都留支部長のあととは東京に戻れると期待していた。ところが内示を受けたのは、宇都宮地・家裁足利支部長であった。「業績」が評価されず、意に沿わぬ異動の内示を受けたことも、事件の背景にあったのではないかと推測される。

ストーリー行為に及ぶとは言語道断だが、それくらい裁判官にとって、都市部への移動は大きな願望なのである。とはいえ、ここには重大な観点が見落とされている。裁判を受ける原告・被告、つまり裁判のユーザーである市民はどこにいつてしまうのか。裁判官にとっては毎月処理する一件にすぎなくても、原告・被告にとっては一生がかかった人生の修羅場である。それを裁判官自身の「栄転」という個人的事情のために、処理件数の増進や控訴審で破棄されないことを念頭に裁かれては、たまったものではない。

日本の裁判所の非民主的性格、裏返せば「官」主的性格は、「民」を顧みない裁判現場に端的に映し出されている。その理由をたどっていくと、裁判官の二重構造に突き当たる。司法官僚は任地とポストを武器に実務裁判官を巧みに操縦している。こうして司法官僚は、「官」意にかなった判決を安定的に期待できる。もちろん、「官」意とは支配

層の利益と通底している。

この結果、憲法で保障された裁判官の独立は棄損され、裁判官はヒラメ化した判決製造マシンにおとしめられているのである。

むすびこがえて

それでは、進行中の司法「改革」は、このような性格の日本の裁判所にいかなる影響を及ぼすのであろうか。

私が注目しているのは、取調べの可視化と裁判員制度の導入である。日弁連は裁判員制度の導入と同時に、被疑者取調べの全過程を録音・録画する制度の確立を求めている。刑事裁判で重大な争点となるのは「自白の任意性」である。被告人が自発的に自白したのか、捜査官によって強制的に「自白」させられたのか。これを裁判員にわかりやすく判定してもらうために、従来の密室の取調室をガラス張りにしようというわけである。

石橋産業事件で有罪判決を受け、今年四月に塀の中に落ちたヤメ検弁護士の中森一は、ベストセラーとなったその著書『反転』でこう述べている。

「〔大阪〕府警の刑事は、被疑者を自白に追い込むため、かなり無理をする傾向がある。ことに、暴力団担当の捜査四課はそれが顕著だ。府警庁舎の地下にあった取調室

では殴る蹴るが日常的におこなわれ、しばしば暴力団組員のうめき声が聞こえてきたものだった」。

ヤクザにも人権はあるはずだが、府警の刑事や大阪地検の検事は「お前らに人権なんぞあるかい」という感覚なのであった。相手はヤクザに限らず、田中によれば、「被疑者に人権がある、などと本気で考えている検事（は）いない。検事はみな傲慢であり、被疑者に対しては、『俺が権力だ。俺の言うことを聞け。……』という発想である。こうした傲慢さは、霞が関の官僚全体にあるが、検察官はことさらその傾向が強い」という。

ゴーマン検察官が作成した調書（検面調書）を裁判官は鵜呑みにし、その結果が刑事裁判の有罪率九九・九％である。検面調書に従うことで処理件数が稼げ、控訴審で覆される恐れもなくなる。これぞ「官」主裁判の極みであろう。検面調書が作成される過程を心証に含め、法廷での被告人の証言を尊重する裁判官は、ごく一握りにすぎない。

取調べの可視化は、不法な取調べを大きく抑止するにとどまらない。それは「官」主の裁判所を「民」主の裁判所へ切り替える転軸機になる。

一方、裁判員制度をめぐってはすでにさまざまな批判がなされている。それとセットになっている公判前整理手続がはらむ問題点の指摘、さらにはこの制度が市民を国のた

めに問答無用で狩り出すという点で、徴兵制と思想的に同根だという重々しい酷評もある。

それでも、と私は言いたい。刑事裁判に縮図的に表れている「官」主裁判の現状を放置してよいのか。冤罪被害者はいまだに後を絶たない。『冤罪ファイル』という雑誌が今年創刊されたくらいである。この現状に風穴を開けるであろう取調べの可視化は、裁判員制度の導入をきっかけとして主張されたものである。裁判員制度はそのほかにも、司法の現場に数多くの化学反応をもたらすに違いない。

まず、法廷の光景が一新される。高さが四五センチある法壇から見下ろすのは、黒い法服を着た三人の職業裁判官だけではない。平服の六人の裁判員がその左右に陣取ることになる。権威的な法服の黒さはかなり脱色されよう。それは被告人の法廷での心理状態をこれまでとは違ったものにさせる。

実質的に重要なのは、評議の進め方である。職業裁判官が評議を断定的に仕切るのは論外だが、裁判員同士の単なるおしゃべりになっても意味がない。そのルール化が求められる。統一的な評議シートに従って、争点と評議する順番を明確にするといった工夫が欠かせまい。

そして、評議に備えた化学変化はすでに起きつつある。裁判所によっては、和解などで市民と接する機会が多い民事裁判官を刑事部に異動させている。検面調書に慣れきつ

た刑事裁判官とは異質の要素を刑事裁判に取り入れることは、その「民」主化の触媒となる。

ある制度が制度設計者の意図を超えて、大化けすることがときにある。最高裁は裁判員制度について、現状に問題がないことを前提に、市民の司法に対する理解を増進するための制度との立場を取っている。このおめでたい最高裁の現状認識を、「民」が「官」の聖域に足を踏み入れることで打ち砕いてもらいたい。

そのときはじめて、司法「改革」のカギかっこがはずされよう。

（にしかわしんいち／明治大学教員）